

学生の懲戒処分に関する規程運用細則（試験中の不正行為）

運営委員会

平成25年3月6日制定

（目的）

第1条 この規程は、「学生の懲戒処分に関する規程」第17条に基づき、学生が期末試験およびこれに関連する追試験・再試験の実施中（以下、試験中という）の不正行為等を行った場合の運用について定める。

（試験等の不正行為の定義）

第2条 試験中の不正行為等とは次のものをいう。

- （1）他人に代わり受験すること、または、他人に受験を依頼すること。
- （2）カンニングペーパーや持込不可のもの（教科書、ノート、コピー等）および携帯電話等を試験中に見ること、または容易に見える場所に置くこと。
- （3）机上など、試験中に容易に見ることのできる場所に受験科目の答案に関わる記述をしておくこと。
- （4）他人の答案用紙を見たり、自分の答案用紙を他人に見せること。
- （5）試験監督の指示に従わないこと。
- （6）その他、不正行為とみなし得る行為。

（不正行為の確認）

第3条 試験監督者は、不正行為を発見した場合、その受験者の試験を直ちに中止し、試験終了まで試験場で待機させ、本人を同行して、試験委員に報告するものとする。

2 当該学生に対する不正行為の事実確認は、当該科目の試験監督者の報告に基づいて試験委員および試験委員以外の教務委員が行うものとする。

3 前項により、不正行為の事実が確認された場合、教務委員は直ちに当該学生が所属する学部長に報告するものとする。

附則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、改正（第3条）により平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。